

庁舎建設特別委員会会議録

平成24年4月12日(木)

(開 会) 10:10

(閉 会) 11:46

案 件

1. 庁舎建設に関することについて

委員長

おはようございます。ただいまから、庁舎建設特別委員会を開会いたします。「庁舎建設に関することについて」を議題といたし提出資料に基づき、執行部に補足説明を求めます。

庁舎建設対策課長

先にご報告させていただきます。本日追加の経過資料の裏面の最後に記載しておりますが、4月1日付けの組織の見直し及び人事異動で、それまで総務課内にありました「庁舎問題対策室」が課長以下4人の「庁舎建設対策課」となっております。それによりまして総務課から庁舎建設対策課へ異動しております森口でございます。よろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきますが、前回の特別委員会から本日まで、庁舎問題検討委員会での資料等につきましては、事前に配布させていただいております。

まず、経過につきましては、本日追加の経過資料の裏面をお願いします。

前回2月7日の庁舎建設特別委員会後、2月13日に第5回、3月9日に第6回、3月26日に第7回庁舎問題検討委員会をそれぞれ開催しております。

庁舎問題検討委員会につきましては3月26日の第7回で最終的な報告書を確認いただき終了となっております。その報告書を3月29日に検討委員会委員長より市長へ報告がなされております。

それから、2月15日には、菰田地区の各種団体の代表者の署名からなります請願書が市長あてに提出されております。内容は「想定地の一つであります飯塚地方卸売団地は、地理的にも当市の中心地であり、飯塚バイパス、飯塚駅などの交通の便もよく、将来の飯塚市の発展のためにも、また菰田地区の浮揚のためにも、飯塚地方卸売団地での新庁舎建設を実現していただきたい。」との趣旨で提出されております。また、3月21日には、立岩地区の方々为中心となって、「まちづくりにおいても、JRやバスの便もよく、官公署の集積した現在地を望む。」旨の要望書が約3,000名の署名を添えて立岩地区自治会より市長あてに提出されております。

以上で経過説明を終わりました。次に、資料等について、順を追って説明させていただきますが、

まず、第5回庁舎問題検討委員会(2月13日)では、第4回庁舎問題検討委員会におきまして穂波地内の3ヶ所(穂波庁舎隣接地、穂波地内の国道201号線バイパス沿線、地方卸売市場敷)と現在地を含めた4ヶ所を想定地として事業費を積算することで確認をいただき、「市民アンケート結果等に基づく市役所本庁舎の想定地の比較検討資料(その2)」の中で、

からの想定地で、穂波庁舎を現行通り活用する設定で項目ごとに現段階で試算できる概算金額を算出しております。

「市民アンケート結果等に基づく市役所本庁舎の想定地の比較検討資料(その2)」の資料を

お願いいたします。

最初に1行目のそれぞれの想定内容についてですが、

の穂波庁舎隣接地、の201号線沿線の想定では、現在の穂波庁舎1階にある穂波支所機能は廃止し、別の本庁機能を移転することとし、合わせて飯塚地区の支所を現在地に設置する想定としております。の市場につきましては、穂波、飯塚地区の境界でありますため、両支所は設置しないこととしております。の現在地は、今の本館は残したまま、本館北側の第1別館と公用車駐車場敷きに本庁舎を建設する想定としております。

次に飯塚支所は、第2別館敷きに建設し、のがみとの間にある駐車場はそのまま使用することで設定し、一番右列に、との場合に飯塚支所を新たに設置した場合の概算金額を同じように項目ごとに積算し、15の行の「飯塚支所建設費」で加算しております。

次に敷地の設定面積ですが、内訳のとりの設定から、で17,198㎡、で18,998㎡、で18,475㎡、は現行どおりとし、飯塚支所につきましては、第2別館及びその横の駐車場を敷地とすることで設定しております。

次に、1行飛びまして、想定職員数は現行の本庁及び第2別館の職員数をベースに全体で615人を基本とし、飯塚支所への配置を100人と想定し、飯塚支所を設置する場合は、その差引515人を本庁職員とし、戻りまして延床面積では建替え・改修の費用比較を行った18,000㎡を基本に、飯塚支所を建設する場合は、その延床面積を3,000㎡とし、その差引15,000㎡をの場合の本庁の延床面積としております。以上の想定のもとでの概算事業費を積算しております。

最初に1の用地取得費ですが、実際の買収となると需給関係で異なってきますが、欄外の*1に記載のとおり公示価格を基本に積算しております。

の穂波庁舎隣接地はほとんどが住宅地、商業地であり、4億5千100万円、の201号線沿線は、農地で2億7千900万円としております。

次に2の移転補償費は国の基準及び実例による概算での積算で、は、住宅のほか店舗や事務所もありますので、13億600万円としています。

次に3の造成設計、工事ですがは一部農地があり、また住宅地で高低差がありますことから6千300万円、は農地で低い土地となりますので、5億8千900万円と積算しております。

4の庁舎本体設計費から、13の上下水道整備工事費につきましては、状況に応じて電算関連経費、上水道整備経費、事前解体費、仮設費用、外構費用等に差異がでておりますが、大きくは庁舎の規模の差異によるものです。飯塚支所建設費用につきましても同様積算しております。

次に14の市場移転費ですが、の市場は、現在市場がありますので、その移転経費を要し、現在と同規模の市場を作るとなった場合には約20億円程度の建設費を見込んでおりますが、移転となると用地の確保も必要となりますが、特定できませんので、建設費用のみを計上しております。

次に15の飯塚支所建設費ですが、内訳は右側に記載しておりますので、その合計15億1千800万円が、の穂波庁舎隣接地との201号線沿線には必要となりますので最後に加算

しております。

Aの欄がその総事業費となりますが、の穂波庁舎隣接地が101億5千700万円、の201号線沿線が93億3千400万円、の市場が97億300万円、の現在地が78億800万円となります。(現在地での前回の改修・建替え比較6,896百万円との差異は、6電算関係経費535百万円、9備品購入費300百万円、7駐車場・事務所借上料37百万円、8事務所移転費32百万円)

総事業費のうち合併特例債の対象となる経費を特例債で借りと想定した場合の起債対象経費をB欄に、その借入額をDの欄に積算し、Eの欄に建設時の一般財源を記載しておりますが、の穂波庁舎隣接地、12億9千200万円、の201号線沿線が、12億8千500万円、の市場敷きが30億8千300万円、の現在地が7億9千100万円となります。

次のFの欄は、特例債の償還利子ですが、欄外の*9に記載していますとおり、30年償還で、据え置き5年、年利2%で試算しております。

G欄でその元利を合計し、Hの欄で、その償還元利に対する交付税措置額を積算し、I欄で将来負担にかかる一般財源所要額、Jの欄で将来負担を含めた庁舎建設にかかる一般財源総額を表記しておりますが、の穂波庁舎隣接地が49億4千100万円、の201号線沿線が45億9千800万円、の市場が58億800万円、の現在地が36億7千900万円となります。

次にKの欄ですが、現在地から市役所が移転すれば、現在の敷地の売却が可能となりますので、もし売れた場合の金額を、これも公示価格で試算した額になりますが記載しています。その売却した金額を庁舎建設費用に充てたと想定した場合の一般財源をL欄に記載しており、の穂波庁舎隣接地が41億4千100万円、の201号線沿線が37億9千800万円、の市場は、46億800万円となっております。

委員会当日は、この想定地の事業費の積算比較表に加えて、庁舎建設にかかる基本方針とその機能について、「庁舎の基本方針及び機能」と表した資料を配布しておりますが、これは市民アンケートとそれまでの委員会での意見を集約したもので、合わせて、主な先例市の機能、設備の状況についてプロジェクターを用いて説明したうえで、意見を求めています。

その内容につきましては、最終的な報告書の中で説明させていただきます。

次に、規模を検討する上で、穂波庁舎の活用について、「穂波庁舎の活用検討資料」という資料で、現状でのメリット・デメリット等について議論をいただいております。「穂波庁舎の活用検討資料」をお願いします。

1. 穂波庁舎を活用した分庁方式の現状のメリット・デメリットで、デメリットとして、行政側では、穂波庁舎と本庁の移動にかかる人件費や公用車の台数確保の必要性、また庁舎管理経費の重複といったデメリットがあり、また市民においては、本庁舎への取り次ぎや、案内が必要な事務、専門的な指導や相談が必要な場合等において、一ヶ所で用事が完結しないケースが発生するといったデメリットがあります。

メリットとしては、防災の観点から発生時におけるリスク分散が可能なこと、地域経済への影響として庁舎周辺地域の経済効果があることなどがあげられます。

しかしながら、2. 分庁方式と本庁方式の庁舎建設事業比較表では、本庁を一本化すると庁

舎に入るべき職員数が増え、規模が大きくならざるを得ず、建設事業費が概算で13億5千7百万円増加し、さらに公用車、職員用の駐車場の確保が必要で、敷地も確保する必要から、事業費が増加することとなっております。

次の第6回庁舎問題検討委員会（3月9日）におきましては、最終報告書としてまとめる表記方法で、各項目ごとにその内容について検討、確認いただいております。

その項目としては、第6回検討委員会の資料の頭に記載のとおり、これからの行政サービスについて、新庁舎の基本方針及び機能について、本庁の位置について、新庁舎の規模について、事業方式等について、費用と財源について、スケジュールについて、以上につき、検討いただいております。その中で候補地の絞り込み、穂波庁舎の有効活用について、検討、確認していただき、候補地につきましては、4つの想定地から地方卸売市場敷を除くこととし、穂波庁舎の有効活用については、有効活用することで結論が出しております。詳細につきましては、最終報告書に反映されておりますので、後ほど説明いたします。

第7回庁舎問題検討委員会（3月26日）におきましては、配布させていただいておりますとおり、11月の中間報告書に、第6回の検討委員会資料を一体化した報告書（案）を提示のうえ、ご意見をいただきながらご確認いただいております。

そのうえで、追加で配布させていただいておりますが、最終的な報告書をまとめて、（案）が削除された「飯塚市庁舎問題に関する検討報告書」により、3月29日に庁舎問題検討委員会委員長から市長あてに答申がなされております。

最終の「飯塚市庁舎問題に関する検討報告書」についてご説明いたします。

3ページの「はじめに」では、検討委員会の設置までの経過と、最後の方の表記となりますが、今回の市民アンケートや委員会委員の意見から支所機能のあり方、庁舎間の連携についても提言がなされたこと等について述べられております。

4ページの 1. 庁舎問題検討の経緯 から10ページの 4. 本庁舎の建設の必要性につきましては、一部検討経過の記載等の追加がございますが、中間報告書と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページに記載の、検討委員会での「建替えが望ましい」との中間報告後、12ページから、建替えを前提での報告となっております。

まず、12ページ 5. 新庁舎の基本方針及び機能 につきましては、市民アンケートの意見を参考に、3つの基本方針とそれぞれ4つの機能からの構成となっております。

具体的な設備等を例示しておりますが、「今後の市民サービスの向上等を踏まえ、また費用対効果を検証したうえで整備されることが望ましい。」とされております。

最初の基本方針の（基本方針1）の「容易性・利便性の高い庁舎」では、利便性の高い庁舎、市民にやさしい庁舎、次のページになりますが、市民に分かりやすい庁舎、市民が活用できる庁舎とし、本文にも記載していますが、市民アンケートではシンプルな庁舎、行政機能だけでよいといった意見もあり、付帯施設等の必要性については、慎重な検討が必要とされております。

次の（基本方針2）の「効率性・経済性の高い庁舎」では、庁舎建設経費を抑えることはもちろんのこと、維持管理経費、さらには再生可能エネルギーを活用するなど、効率性・経済性

が求められ、情報発信能力の高い庁舎 低環境負荷機能を備えた庁舎、次のページになりますが、ライフサイクルコストの軽減が図れる機能を有した庁舎、機構改革に柔軟に対応できる機能を有した庁舎、とされており、ここでは柔軟性を削ぐ、モニュメントや無駄なスペースの排除も表記されています。

次の方針（基本方針3）の「安全・安心の確保ができる庁舎」では、災害発生時における行政機能の維持、情報セキュリティの強化、相談スペースの確保などが求められていることから、災害に強い庁舎、次のページの防災拠点としての機能を有した庁舎、高いセキュリティ機能を有した庁舎、プライバシーが確保できる機能を有した庁舎とされています。

16ページ 6.新庁舎の位置 については、(1)市民アンケートでのそれぞれの想定地に対する主な意見、(2)委員会でのそれぞれの想定地に対する主な意見において、4 想定地についてのそれぞれの意見が述べられた後、17ページ(3)新庁舎の位置において、委員会としては合併協定の考慮の仕方についても議論がなされた上で、地方卸売市場敷きは、先行して市場の移転が必要で、費用・スケジュール面において厳しいとの理由により候補地から外し、3ヶ所を候補地とすることとし、の想定地についてはアンケートや委員の意見の中から合併協定を尊重すべきとの意見もあったが、行政計画での位置づけ、利便性、早期実現性、経済性の区分においては課題が多く、相当の期間と費用が必要と推計される一方、アンケートでは、多くの方が、の現在地を望まれ、委員会でも行政計画・利便性・早期実現性・経済性等において現在地が適しているという意見が多かった。とされています。

次に18ページの 7.新庁舎の規模 については、まず(1)穂波庁舎の活用において、市民アンケートの意見、委員会での意見が述べられた後、中段から下に記載のとおり、建設費用も抑制されることから将来負担の軽減が図られること、一本化してもその後の穂波庁舎の活用予定がないこと、との理由により、市民の立場から見れば一本化の方が利便性は高いが、本庁機能を有する庁舎として活用することが望ましいとの、結論になっております。

(2)参考指標では、で将来人口、19ページ 職員数の推移・推計では、職員数の見込を記載しておりますが、20ページ(3)新庁舎建設時の組織機構と想定職員数の次ページ21ページ で、現時点では行財政改革第一次実施計画改定版で設定している、平成26年4月の設定定数879人を基本とすることとしております。そのうえで、22ページの上段の表のとおり、穂波庁舎隣接地及び穂波地内の国道201号線沿線の農地にあつては、飯塚支所を設定することから、新庁舎配置職員を504人とし、現在地においては601人としております。

次に(4)新庁舎の延床面積において、算出方法として 総務省地方債同意等基準運用要綱における起債事業対象標準面積による手法と、他市状況調査から積算する手法の二つの手法によることとしております。

の起債基準による積算においては、その積算基準に算入されていない機能スペースがあり、先例市においてはその基準にそって積算した面積の1.2倍となっている実情から、同様に、起債基準による積算面積に1.2倍を乗じて、24ページの中段の表「起債面積基準をもとに算出した延床面積」のとおりとし、穂波庁舎隣接地及び穂波地内の国道201号線沿線の農地にあつては16,015㎡、現在地にあつては18,123㎡となっております。

の他市状況調査をもとに算出する方法では、先例市の職員一人当たり平均面積が29.

68㎡であることから、25ページの下の表のとおり、穂波庁舎隣接地及び穂波地内の国道201号線沿線の農地にあつては14,958㎡、現在地にあつては17,837㎡となっております。それらの積算から、26ページ 候補地別の延べ床面積において、表のとおり穂波庁舎隣接地及び穂波地内の国道201号線沿線の農地にあつては14,900～16,000㎡、現在地にあつては17,800～18,100㎡とされております。その下の(5)新庁舎の敷地面積では、穂波庁舎隣接地及び穂波地内の国道201号線沿線の農地にあつては、用地買収が必要となりますが、建物の階層及び駐車場の形態により差異がございますことから、「市民の意見にもあるように、十分な駐車スペースを確保のうえ、事業費を考えながら建物に見合った敷地面積の確保を検討されたい。」とされております。

次に、27ページの 8.費用と財源 ですが、庁舎の位置が特定されていないため、(1)で「費用を算出することはできないが、市民アンケートでも、「建設経費を安くする」や「必要最低限の費用で」といった意見が多く寄せられていることから、今後位置や規模が確定された後で、これらの意見を充分踏まえて、詳細について検討する必要がある。」とされております。また、(2)財源につきましては、「国から交付税措置される有利な合併特例債を有効な活用と、国の補助制度等の研究を行い、少しでも将来に負担を残さないように努める必要がある。」とされております。

次に、28ページの 9.事業の方式等 については、(1)設計者選定手法の比較、次ページの(2)設計者の選定方法、(3)工事の手法 等についてその手法等を列記した上で、30ページの(4)事業方式等で、「事業方式等については、専門性もあることから具体的な検討には至っていないが、先例市を参考に研究を重ね、効率的な手法を選択されたい。」とされております。

次に、31ページの 10.建設のスケジュール については、庁舎建設地が決定していませんので、具体的なスケジュールは示せず、「建設する場合の工程としては、概ね、5年程度を要していることから、財源である合併特例債の期間延長がなされても、位置によっては、用途変更等の手続、用地取得、造成等の条件整備に相当な期間を要することから、余裕があるとは言えず、また、防災の拠点となる本庁舎が耐震化されていないという現状は早期に解消されるべきであることから、できる限り早期に計画をたて着手することが望まれる。」とされております。

最後に、32ページになりますが、「はじめに」の部分でもご説明いたしましたが、市民アンケートや委員会の委員の意見の中で、庁舎整備において、支所機能、庁舎間の連携、サービスの分散化といった、行政サービスに関する意見が多く出されたことから、11.これからの行政サービスについてで、提言という形で、要望がだされております。

(1)の支所機能については、支所機能の維持と充実、既存庁舎の有効活用、(2)庁舎間の連携については、市民アンケートで、庁舎間の連携の不備について多くの意見があがっていることから、市民の利便性の向上のためにOAやICTを活用して、本庁と支所の事務の流れ、庁舎間の連携方法についての検討、(3)電子化による諸証明発行事務のさらなる分散化については、諸証明発行等、市役所や支所に行かなくても近くのコンビニエンスストアでできるサービスを取り入れ、窓口職員の削減、来客用駐車場等の削減等について、庁舎建設計画

と並行しての検討の必要性について、要望が出されております。

この「飯塚市庁舎問題に関する検討報告書」が経過の中でも説明しましたとおり3月29日に検討委員会委員長より市長へ報告されております。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を含め議題全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

第5回の資料の本庁の位置についてA3判の説明がありましたけど、敷地面積が出てますね。まず、本庁舎の現在地ですね、現在地のところでお尋ねいたしますけど、現在地で想定内容が第1別館及び公用車駐車場敷きに新庁舎を建設というふうになってますよね。これはどれぐらいの広さがあるんですか。

庁舎建設対策課長

この面積そのものは第1別館北棟の北側の第1別館及びその以北の想定でございますけど、約5,000平米の面積がございます。

道祖委員

今度は第6回の報告書ですけど、これでいきますと庁舎の延べ面積が出てますね。17,800平米から18,100平米、この面積がいろいろありますけれど、延べ面積としては、床面積としては必要ではないかと。職員の数と住民のサービス、住民の要望を入れた数字を、各市のやつを平均出してきたらこれぐらい必要だということですよ、ということですよ。ということは、5,000平米の土地で18,000平米の建物を建てるとすれば、単純に言えば4階建ての建物を建てるとということですよ。

庁舎建設対策課長

裏の第1別館及びその駐車場敷き全体としては約5,000平米でございますけれども、周辺の緩衝地、バックヤード等の関係から建築面積自体はそれから少し絞られるかなというふうには考えています。現在地の場合でございますけども、そういったことになろうかなと思います。

道祖委員

単純に言えば4階建てじゃなかったら、4階建ては縁起が悪いから5階建てにするにするとか、そういうお考えでしょうね。これから考えますとね、そういうことを考えていくと穂波の庁舎は隣接地と穂波地内の国道201号バイパス沿線の農地、ここも敷地面積の数字が出てるんですけど、A3判で、それから考えていきますと大体建物としてはそのようなものが建つんだというふうに理解したらよろしいんでしょうか。見えないのよ、正直言って。現在地の第1別館と公用車の駐車場というのは敷地の大きさはわかるんだけど、他のところは漠然として頭に描くことができないんで、どういうレイアウトになるのかが見えないんで、その辺をどうふうに考えているのかなと、それによっては建物の高さも違う。ここに報告書に書いてるよういろいろな想定、建物の高さとかサービスとか財政的な面を考えて検討してくださいというふうになってますよね。それが見えないなというのがあるんですけど、その辺は前に資料をいただきましたかね。

庁舎建設対策課長

ベースとして現在地の裏手に、北側に建てると想定した場合を基本として、3つの他の想定地についても想定でございますので、先ほど最終的な報告書の中の敷地面積のほうでも述べさせていただきましたとおり、取得の面積の状況に応じた駐車場の確保等々で変わってきますので、あくまでもこれは想定地の比較・検討でございます。現在の状況と同様の現在の敷地に建て替えるとした場合、同様の想定で比較した場合の費用計算でございます。ですから具体的に穂波庁舎隣接地での建て替えという話になりますと、用地取得等の関係でそれに応じた設計

となりますけれども、あくまでもこれは比較検討資料でございまして、先ほども言いますように、現在地に建て替えるとした場合の同じような想定での比較で想定さしていただいております。

道祖委員

大体はおぼろげわかるの。穂波のその庁舎の隣接地と言えれば大体穂波の庁舎はわかるからわかるんですけど、穂波地内の国道201号バイパス沿線の農地とかいうとどの辺になるのかわからない。要は現在地の、再三言いますけど、現在地で建て替えるんだったら建て替える面積が約5,000平米で、建て替えようとするのが延べ面積が18,000平米、ということは、4階ないし5階建てでしようというのは想定できるんです。じゃあ穂波の隣接地を取得すると、そして同じものを、5階建てを建てるとしたときに、延べ面積はわかるのよ。延べ面積というのは縦にしても平にしても、1階建てであろうが5階建てであろうが一緒なんですよね。それをどういうふうにするのかによっては敷地面積も変わってくるわけですよ。敷地面積を取得して建屋の階を低くしたほうが建築コストは下がるということも考えられるわけですよ。だからそういうことはどういうふうに判断したらいいのかよくわからないなと思って。延べ面積はわかったんです。必要とする敷地面積というのはわかるですよ、駐車場がどれぐらいいるとかね。床面積は18,000平米要ると単純に言えばね。駐車場が何台とまってとか言ったら何平米というのは合計に出てくるわけですよ。だから、階によって前提が違って来るから隣接地を穂波、例えば現在地で建て替える費用が一番安い、安いけれどその値段でつくろうとしたときに本当にこの穂波の隣接地とか、農地、その費用が高くなっているけれど、計算したのかどうかというのがちょっと見えないんで、その辺はどういう考えているのですか。考えて出されたのか。

庁舎建設対策課長

質問者言われるのは重々分るんですけども、具体的な計画というのはそこそこの、具体的にこうするという積算はできませんので、先ほどから言いますように、現在地の状況と同じような条件を整えて同じような、確かに飯塚支所をつくるかつくらないかというような問題は多少の差異はございますけれども、現在の敷地に同じように建てると、同じような規模でのものをつくと想定した場合での他の3つの想定地でございます。で、同一条件での比較でございますので、そういった中での費用比較としてのこの資料を提出させていただいております。ですので、そこにありますとおり、先ほども委員も言われますとおり、用地取得につきましては、これはあくまでの取得価格及び一番下のKの欄の売却価格についても同一条件での地価公示価格を基本に積算させていただいておりますけれども、これも同じような敷地を確保するとなれば、需給関係もございますので、必ずしもこの金額で取得できるかというのは大きな課題でございますので、費用がこれからどうなのかというのは出来かねます。ですので、あくまでも同一条件で比較した場合に費用的にこれだけの差異が出ますというような資料として提出させていただいておりますので、ある程度今の段階で、できる範囲の精度は高めたつもりではございますけれども、一つ一つを細かく積み上げたわけではございませんので、そういったところでご理解いただきたいというふうに思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:47

再開 10:48

再開委員会を再開します。

坂平委員

いま質問されているような内容と同じになるかもしれませんが、基本的にこのA3の分で

一覧表をつくられて、想定で出されてますよね。これを積み上げた基本資料というのはいないんですか。積み上げるまでの資料というの。あくまでも想定、想定で出されてもですね、あくまでも想定であれば、これが確たる何か基礎的なものがあるって想定を数字を出されておるのか。その辺りが全くいま言われることと一緒に私も見えないんです。だから、その辺りの積み上げた資料といえますか、想定をされた、そういったものの資料があれば提出をお願いしたいと思います。質問の内容が分らないようでありますので、もう一度言いますが、これはあくまでも資料といえますけど、これは集約した資料なんです。これに行き着くまでの積み上げ資料があると思うんです。それがないとできませんので、この資料は、それがあれば、ある程度理解できる部分もあるし、そういった資料があるんですかね。

庁舎建設対策課長

そこそこの項目、項目につきましては、うちの庁舎建設対策課、旧総務課だけでは積算できませんので、そこそこの専門部署に依頼して積算はいただいております。そこまでのここに至った経緯というのは、資料として、項目を指定していただければ、ここに至った数字の経緯というのは、ある程度ご説明できる資料はできますけど、今のところそれをいっぺんでした資料というのは持ち合わせておりませんので、例えば一つ、用地についてのここに至った数字の積算の方法とか、というようなことを特定していただければ、そこ辺に至った、この数字に至ったまでの資料というのは別途につくることは可能というふうに考えております。

坂平委員

だから、今この一番の用地取得費とか、米印の部分がありますよね、移転補償費とか。そういったものすべてあるわけでしょう、資料が。そういったものを、この集約した資料だけでなく、それをやっぱり添付してもらったほうが、この特別委員会の中では添付してもらって、出していただいたほうが分かりやすいと思うんですよね。そうしないと集約した数字だけをぼんと出されても、あくまでも数字だけを見るだけで、基礎たるものが分からないから、それで合っているかどうかというのもしらないし、判断材料にはならないと思うんですよね。だから、そういった資料があるんであれば出してほしいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:52

再開 10:54

委員会を再開いたします。

庁舎建設対策課長

いま即、表に出せるというような形でのあれがございませんので、個々の数字の根拠が分るような資料を個別につくりたいと思います。ただ一つ、先ほど言いますように、補償費等につきましては、さっき部長がちらっと申しましたとおり一つ一つあれしたわけではございませんので、基準をもってこういった積算でこの数字に至ったという資料は作り上げたいと思います。

坂平委員

今から作るんじゃなくて、数字をもう出されておるんですよね、資料として。これはもう既にあると思うんです。それを今から新たにここに作って出しますということ自体もおかしいと思うんです。だから、その資料がなければこの数字が出てこないと思うんです。

庁舎建設対策課長

個別、個別の資料は議員が言われるようにありますけれども、ただそれをちょっと見ても、ぱっと見て分るような形にはなっておりませんので、例えば一つ一つがエクセルで複数のシートから積み上げられるとかというような形になっていきますので、ここに至った数字の積み上げの手法を説明書き等を含めたところで一旦整理させていただければと思います。

委員長

おはかりいたします。ただいま坂平委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料については、次回の委員会までに配付をお願いいたします。他に質疑はありませんか。

道祖委員

先ほどの質問なんですけどね、課長の答弁はあくまでも同じ建物の延べ面積と同じような敷地面積で積算して、この費用になりましたということですよ。で、僕が言っているのは、建物を低くすることによって、建築コストが下がる可能性がある。ただし、用地としては広がる必要が出てくると。そのときに、本当に現在地のほうが安いのか、穂波の地内のほうが安いのか、これはやっぱり比較しとかなないと穂波を希望している人たちに対しては、検討したのかという指摘を受けるんじゃないかと思うんですよ。いま坂平委員が質問されたように、用地を取得しようとしたら、そこにやはり費用が発生するわけですから。それと補償移転費、色々もろもろここに書いてるやつは広がってくるわけですからね。それは承知しているんですけど、この報告書を読むと現地で建て替えたほうが安くつきます。だから、もうこれで行きましようみたいな報告書になっているけれど、それが本当によろしいのかどうかというのは、もう少し資料を作られたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけどね。ただ私は、中心市街地の活性化とか、いろいろ飯塚市のあり方を考えると、現在地のほうが私個人としては良いというふうに思っているんですよ。思っているけれど、ただ穂波の人たちからの意見、その要望書やらが出てきているから、そういうことも考えるべきじゃないでしょうかね。2階建てにしたときには用地がどれだけで、費用がどれくらいかかると。そういうことは検討されるべきではないかと思えますけど、いかがでしょうかという質問なんですよ。

委員長

課長でいいですか。いいね。暫時休憩いたします。

休憩 10:59

再開 11:07

委員会を再開いたします。

総務部長

質問者が言われました敷地と建物の関係でございますけれども、モデル的な例ということで検討資料を検討させていただきますので、次回までにですね、そういうことでご理解をよろしくをお願いいたします。

小幡委員

お尋ねします。検討委員会のほうから3箇所候補地があがっておりますけれども、このそれぞれの建ぺい率と容積率を教えてください。

庁舎建設対策課長

現在での用途地域自体が庁舎を建設という形になると、多少制限が出てきますので、現段階での容積率及び建ぺい率につきましては、の穂波庁舎隣接地が容積率200%、建ぺい率が60%でございます。の、失礼しました穂波庁舎隣接地は一部、ほとんどが第1種住居地域です。穂波地内の国道201号バイパス沿線の地が用途地域が無指定でございます。容積率が200%、建ぺい率が60%でございます。の地方卸売市場敷きは準工業地域でございます。容積率が200%、建ぺい率が60%。現在地は商業地域で容積率400%、建ぺい率が80%でございます。

小幡委員

わかりました。検討委員会が9月から約半年で3カ所に絞ってきましたね、建設予定地を。報告書の中では市場が無くなった状況になっておりますけれども、今後、本委員会としてはこの3カ所に絞り込んで検討するんですか。それともまだ半年しか経っていないし、新たな候補地が出てくれば検討する余地があるのか、それだけ教えて下さい。

庁舎建設対策課長

今後につきましては、この答申を受けて案を作るわけでございますけれども、基本的にはこれを尊重した上でしますけれども、いろんな意味で他の適地がというような形での模索はあると思いますけれども、基本的にはこの3つの候補地から場所を特定していくことになるかと思っております。

小幡委員

基本的はいいんですが、はっきり答え、わかんない、このうちの当委員会で仮にどこか適地が、候補地が上がったと、それは検討する余地があるのか、全然受け付けられないのかをはっきり教えてください。

瀬戸委員

今、そういう色々な意見が出てますけど、検討委員会の答申が出たわけですから、それはもう説明を受けました。あとはですね、今のその3カ所が、いま小幡委員も言ってますけど、ここということをはっきり決めてもらえないと、あともう今の敷地の面積とか、その建物の延べ面積とかも全然ここで言ったって何も決まらないと思うんですね。だからもうできたら次回までにきっちり市長のほうから、もうどこと、建て替えが決まってるわけですからどこだということではっきりしてもらったらいんじゃないかなと。ぜひそういうことで、次回、建て替え地もどこだということを決めていただければ、ただ今言うように私どもが、どっか土地を持ってきて、うちの隣を買ってくれと言ったって、これは無理な話でしょうから、いま出た中でしっかり決めて、もっと深いところまで検討ができるように、この委員会でも検討していけるようにしていただければと思います。これは要望いたします。

総務部長

次回までに建て替えという形の中での場所を含めた整備方針、基本計画の骨子となるようなものをお示しさせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

小幡委員

私の質問にちょっと答えて。答えて、受け付けないとなれば、いま副委員長が言われたような方針でいくのかどうか、方向性を示してください。

副市長

それぞれ委員さん方にはいろんな考え方、思いがあると思いますけれども、一応、飯塚市行政といたしましては、この答申を尊重して、この3カ所の中から、ただいま総務部長が言いましたように、この答申を最大限尊重してこの3つの中から一つを選びたいと。新たにここで別な場所を検討することは考えておりません。

委員長

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

八児委員

2月15日、卸売団地に新庁舎建設を求める請願書が提出されております、菰田地区からですね、この団体に対して返答か何かされましたか。

庁舎建設対策課長

これはあくまでも市長あてに請願書が出されておまして、現段階では庁舎問題検討委員会での報告書の段階でございますので、改めてこの結果、こういう検討委員会の外部委員会とし

ての報告はこうなったという報告はいたしておりません。

八児委員

それではですね、内容を少しお話をされておりますが、将来性があるんだと、菰田地区からですね。そのように言われておりますけれども、これについての検討はなされていますか。

庁舎建設対策課長

庁舎問題検討委員会では、そういった意見があったという表記もされておりますとおり、将来的な発展性、例えば201号バイパス沿線も含めまして、まち自体がロードサイドの方にシフトしているというようなご意見がございましたけれども、合併特例債の期限と費用面から厳しいという検討委員会での結論でございます。

八児委員

しかしながらですね、飯塚市の玄関口であります飯塚駅が菰田地区にあるわけですよ。やはりですね、これの検討がただ単なる市場だけの後の問題だけで済まされておられるのかどうか、これには私は疑問があります。もうちょっと中心市街地活性化で、本町や飯塚中心地はいろんな活性化がうたわれておりますけれども、菰田は何一つ手を入れるような状況になっていないわけです。なおかつ、我々穂波から選出していただいた議員としましては、穂波町に建てていくんだという合併の時の協定事項、これについてどのような形で検討されて、ただ一行重みがあるという形で書いてありますけれども、また3カ所あげてありますけれども、本当にこの重みがたった3カ所くらいのものであるかということに対して、私は疑問を感じ得ません。そこで、他の委員が言われましたけれども、ほかの所でもいいんじゃないかと私は思っておりますし、ほかに安い土地があればそちらでもいいし、今のような時代で車でも何でもそういうところに行けると。また、コミュニティバスが現実にはですね、市庁舎には入ってきてないんですよ。その中で本当の利便性がこの本庁舎、現在地にあるのかどうか、これについては大変に疑問を持っております。だから簡単にここら辺の何行かで穂波町等の3カ所に決めたと、そのようなことに対しては、私は本当に憤慨をしておりますし、もうちょっと丁寧にやっていただかないと困ります。私も穂波町の全戸にアンケートをだされているけれども、基本的には旧飯塚市の多いんですよ。現実にはですね、パーセントでだせば。しかしながら請願というか署名活動をして9,000名以上の方からいただいております。そういう状況で本当にこの思いがただ単なるこういう流れの中で、経済的にこうですよと、いうふうなものは出されておりますけれども、これが合併の時の単なる1項目だけであったのかというのは、私は禁じ得ないというか、恥ずかしい思いがしております。そういう意味はもうちょっと小さいことを言わなくちゃいけないかもしれませんが、もうちょっと検討の中身を教えていただきたい。そのように思いますので、この合併特例項目に対しての内容について少し聞かせてください。

庁舎建設対策課長

今、ご報告させていただきましたのは外部委員会であります庁舎問題検討委員会での報告書でございます。検討委員会の中でも議論がなされておりますけれども、検討委員会として合併協定項目に縛られた前提として議論をせざるを得ないのか、この報告書の中にも書いてありますとおり、合併協定項目自体に縛られて候補地を絞るのか、それとも現段階で市民の意見としての報告書にすればいいのかというような議論もなされております。そうした中で、この外部検討委員会では、現状の中での現市民での意見というような形での集約をという形で、審議いただいている機関ですというような形で説明させていただいた上で、現市民の意見としての集約での報告書でございます。先ほど質問委員の言われます合併協定項目ということにつきましては、これから行政サイドの方で候補地を選考していく上で、1つの大きな論点というように理解していただきたいというふうに思っております。

八児委員

絶対にそこら辺はよろしく願います。それでこの委員会の中で、本庁支所の役割、機能、組織を検討して職員数を決めましたと形であります。こういうですね、支所の役割、改めて検討されるのか、どのようになっておるのかそこら辺をお聞かせください。

総務部長

本庁と支所との連携の強化という部分についてはこの報告書の中にも当然入っておりますし、委員からお話ございました本庁と支所のあり方については、飯塚市の行政組織、そういった中での検討課題という形でございますので庁舎という問題とは切り離れた中で、関係もございませうけれども、庁舎の建設の中で検討させていただければというふうに考えております。

八児委員

しっかりそこでやっていただきたい。合併して5年、支所はガラガラです。こういう状況で私は多少理解もできるところはあるんですけども、本当に安心して住めるまちなのか、市民サービスが低下しておるじゃないかと、そのようなことを私は市民の皆さまからお聞きしております。合併したからこういうことになったと皆さん半分はあきらめておるといふような状況もあるわけでありませう。そういう意味では支所のあり方、仮に穂波の支所をとっても税務関係は全本庁に移ってきております。税務の関係で来られてもある程度の対応をしてくれるけれども、結局本庁に行けといふようなことで本庁に、本庁にという流れができておるわけです。いろんな苦情についても結局小さいことも基本的には受け付けているけれども、基本的には何もされないし、本庁に行ってくれと、そのような状況で私も、結局本庁で相談するしかない。このような流れができております。どこに市民サービスの向上というのはなかなか難しいにしても、ある程度今までのサービス低下をさせない、これが本当に合併の条件であったわけでありませうから、どこにこれがあるのかというのが本当に今問われておるんじゃないかと、そこら辺を心配するわけです。だからしっかりとですね、支所のあり方、本庁のあり方についてはやっていただいて、その中で本庁の建物はどうあるべきかということですね、やっていかなくちゃいけないんじゃないかと思ひますのでそこら辺改めて私は問いかけさせていただいておきますので、今日はとりあえずこれで終わらしていただきますけれども、そこら辺、よろしく願ひします。

道祖委員

今、中心市街地の活性化で国の認定を受けて取り組んでいますけれども、これは新飯塚地区も範囲に入ってるわけですね。役所というのが、やはり新飯塚商店街を振興する意味でも1つの核であると思ひますよね。これが移転するということになれば、今描いている中心市街地活性化のまちづくりの方向性に阻害するのではないかと、違うところに行けば。そういう点から考えると私はこの市庁舎の建て替えの位置というのはこの方がいいのではないかとおもうに思ひます。なおかつ国土交通省が皆さん方が、中心市街地の活性化ということに取り組んでいっているのはどういうことかと、これは国土交通省が数年前から取り組んでいるコンパクトシティ、少子高齢化に向かってですね、そのときにまちづくりがどうあるべきかということがやはり提案されて取り組んでいかなくてはいけないといふようになってきてははずなんです。公共機関、公共交通が入ってるところが、そこに人口を集約して、そしてまちのにぎわいをつくっていくことによって、まちを発展させようというような考えであるといふふうに私は理解しております。それに従って、中心市街地の活性化というのに取り組んでいっているはずでありますので、私としましては、合併協議の協定事項に縛られていくということが本当に将来の飯塚市のためになるのかということ、私はそういう考えはもう現時点では、合併して6年目ですか、7年目に入ったわけですね。その点から考えると新しいまちということは、姿というものはまた改めて書き描いていかなくてはならないといふふうに思ひておることを意見として言わせていただきます。

坂平委員

ちょっと確認ですけど、先ほど市長の方は卸売市場はもう庁舎検討の中にはないと言われたことで、副市長の方は3カ所候補地の検討をしますよということで言われた。だからそのあたりを再確認ですけど、そのあたりはどんなふうに解釈したらいいんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:27

再開 11:27

委員会を再開いたします。

副市長

市長の諮問機関としてこの庁舎問題の検討委員会というものをお願いしたわけです。行政の立場としてこの報告書を最大限に尊重して、執行部としてきちっとした庁舎建設の位置を次回までにはお示ししたいということでございます。この点については変わっておりません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:28

再開 11:28

委員会を再開いたします。

市長

3カ所というのは穂波庁舎隣接地、それから穂波地内の国道201号バイパス沿線の農地、それから現在地この3カ所ということで、だから市場はもう先ほどの話で外れていますということでございます。

小幡委員

議事進行というか運営についてちょっとお尋ねしたいんです。今、市長、副市長の方から建設予定地は今3カ所と、副市長がこの3カ所で今後進めたいと。新たな候補地の検討はしないということで明確に答えられましたね。では3カ所に絞ってこの委員会もやっていくんですけども、次回の委員会も委員長、予定されてますけれど、次回、委員会で何を検討するということを事前に予告というかそういう会議の方法はとれないでしょうか。いきなり出てきて当日の話になっちゃうんで、次回、最低ここまでを決めたいとか、このような方針の会議をしたいというのをやってくれないと我々もその期間中に調べたり、検討する時間がほしいのと、それとなるべく執行部の方の明確な進め方というのを示していただかないとそれに対して、我々は賛否を明確にしたいんですね。ありきのような話とかそちらの方向に誘導されながらというような印象があるんでそこを明確にしてもらいたい。それについては。

総務部長

先ほども申しましたけれども、次回の委員会までに場所も含めた整備方針の基本的なものの骨子、今後基本計画をつくると言っておりますけれども、基本計画の骨子ですね、これをお示しさせていただければというふうに考えておりますので、それに基づいてご審議いただければというふうに思っております。

小幡委員

委員長に話していただきたいのが、次回の委員会にはこれとこれと今言ったような資料も出てくるでしょうし、そういったようにして会議を進めたいというのを終わりででもいいですから、まとめてですね、次回の会議の内容を報告していただきたいのが1点と。それはそれでよろしいでしょうかね。

委員長

次回ということは、5月18日を予定しておりますけれど、5月18日までに執行部の方は、今は総務部長が言われた形の中で、ある程度方向づけができるような答弁が用意できますか。そういうふうな形で進めさせていただきたいと思ひますし、それと小幡委員にお願いしたいのは、確かに今回出された答申書をかなり広範囲の中でやってこれをポンとだされてね、その場で質疑をすると言っても、中を斟酌する時間がないので、これは議題全般についてはこれからも質疑ををお受けするような形で進めたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

小幡委員

もう1点聞きます。今後の進め方ですが、土地が仮に決まりますね。執行部の方から提案がきて、我々はその都度今から土地が決まる、設計屋さんが決まる、入札の建設屋さんが決まるというふうに進んでいくんでしょうけれども、その都度その都度採決していくでしょうか、委員会として。採決権はないんですかね。では委員会としてはどういう判断で、土地が決まりました、ああ、わかりました。設計コンペか何かで設計者が決まりました、はい、わかりましたというようなそういった進め方でやっていくんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:32

再開 11:33

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

石川委員

検討報告書の中の11ページですけれど、工事期間中も現庁舎において業務を行い、1回の移転作業ですむことから、市民や職員の職員への影響も小さいと考えられるという形の中で現庁舎でのことをうたっております。資料の16ページの4番の現在地の中には、第1別館及び公用車駐車場敷きに新庁舎建設と、第1別館配置の部署の移転、不足する会議室は立岩公民館及び付近の民間会議室を利用するというので、この辺の整合性に疑問を感じたんですけれども、これはこれとしまして、現在地の中には第2別館とのがみの間の駐車場というのは、現在地には入らないということでしょうか。それをちょっと確認をします。

庁舎建設対策課長

想定地としてはここに書いてあります、検討比較の資料としては先ほどから説明しますように、裏の北側の駐車場敷きという想定でございます。この地という表現での比較でございますので、地域というエリアから言うと第2別館の横の駐車場敷きもケースとしては、費用的とか、対費用効果とか事務上の手続き等で、例えば候補地が1箇所に決まりました折には、それから現在地ということになりますと費用形化を含めたところでそういった検討も入ってくるかとは思ひます。

石川委員

ようするに第2別館とのがみとの間の駐車場用地も一応現在地の中に含まれているというふうに考えていいということですかね。

庁舎建設対策課長

比較としては北側だけですけれども、候補地の中での場所としてましては現在地の中のエリアとしては第2別館の横の駐車場も1つの敷地というふうな判断をいたしております。

石川委員

検討委員会の中では、第2別館と駐車場用地の建設については話としてはでませんでしたか。

庁舎建設対策課長

委員の中からの意見としては、例えばその現在地を希望する中の発言の中でそういった意見もありました。職員等の移動及び市民への影響を抑えるためには、例えば空き地に建てて、そ

ちらに移転する方法があるんじゃないのというような意見が委員会ではございました。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

まずそもそも論として、庁舎建設は飯塚市民全体の皆さんのためにされるものだと認識しておりますが、課長間違いないですよ。

総務部長

そのとおりでございます。

上野委員

建てる位置としては合併協定もかんがみて、この検討委員会から3箇所あがってきてこれを尊重されるということは、それはそれでよろしいのではないかと私思っていますが、決められるときにですね、答申書の4番、穂波庁舎は本庁機能を有する庁舎として活用することが望ましい、これはいかがなものかと思うんです。この説明書というか検討報告書の18ページに穂波庁舎の活用というところがあります。その理由として下の方に、建設費用も抑制されることから将来負担の軽減が図られる。これは合併特例債を使うんですから、随分と軽減はもうすでにされていると思います。2番目、一本化しても穂波町庁舎の活用は現段階では予定がなく、当たり前ですよこれは。候補地の1つですから。そんな将来の活用の予定なんて今のところあるわけないんです。この2つの理由で、穂波庁舎に本庁機能を残すというのは、これはよろしくないと思います。その上の段階でその報告書の今1番、2番の上で市民の立場からすれば、1箇所ですべての用事が完結する一本化のほうが利便性は高いかと、せっかく建てるんだから、50年間使うんでしょ、建てれば。市民のことを考えると本庁機能を一本化させるほうが利便性が高いんですから、本庁機能を分散させるとなると、例えば、現在地に建てるのであれば、合併協定からは背くことになるんですが、そうすると合併協定は白紙に戻るわけなんで、穂波庁舎にだけ本庁機能の残すというのは、それはまたおかしな話になりますよ。と私は思うんですがどうも思われますでしょうか。

総務部長

検討委員会の論議の中で、今ある庁舎については、財産については活用していくべきだとのべつ幕なしに建てるんじゃないですよというですね、そういう効果的に現在ある施設を活用すべきだという論議の中で、現穂波庁舎、これについては活用すべきだということで、この部分に関してもしっかりと論議をいただきまして、そういう結論としての報告書になっているしいでございます。

上野委員

今施設の話がされると、筑穂にも立派な支所があるんですよ。ですよ。あとは組織の問題だと思うので、支所に本庁機能を置かれるという発想もあるかもしれません、分庁方式ということで。それだと、市民全体のことを考えていただかなければいけないので、何も1つの支所だけに本庁機能を残すと、移転すると、ある部分は本庁に統合するといったような考えは、いかがなものかなというふうに私は思うんですが、その施設はどう生かすということ以外で組織として考えた場合に、いかがでしょうか。

総務部長

論議の中で1本化ということになれば、新規の施設自体が大きなものになると費用もかさむということですね、特例債のこともございますけれども、委員の皆さまからは効率的に現行施設を使って、分庁もありという形の報告でございました。

上野委員

十分にわかっているんです。先ほど委員の方から支所に行っても結局は本庁に行けと言われ

るから、支所の方も考えてほしいという意見もありました。その意見を受けて行政の皆さん方がそれでも本庁に機能を一本化したいということであれば、それでもいいんですよ。ただ本庁機能を穂波庁舎残して活用することが望ましいというようなご意見が出てるので、穂波に建てるんだったらいいですよ。旧飯塚市内に建てるんだったら、穂波にだけ本庁機能を残すのは、いかなものかなと。筑穂、庄内、穎田とはまた違う話になるけれど、合併協定は一回白紙になるんだから、それはおかしいんじゃないんですかっていうふうにお尋ねをしてるんですが、現段階でどのようなお考えでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:42

再開 11:43

委員会を再開いたします。

副市長

次回、庁舎の位置それから基本的な方針等をお示ししますということをおっしゃるので、そのときにはそういうことを踏まえて行政側としてはきちっと提案したいと思っておりますので、そのときにはっきり市の考え方も示したいと思っております。これについては、確かに検討委員会の中でも意見があったというふうに伺っております。また位置についても大変な時間を割いてされたという報告も受けておりますので、そういうもろもろのことを十分に斟酌いたしまして、また慎重に判断して、次回庁舎の位置と整備方針についてきちっと行政側として提案をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしく願います。

上野委員

わかりました。ただ、合併協定があつて、穂波の人とごめんなさい、飯塚に建てます。でも2つの機能は残します、1つの機能は残しますよというような決着の仕方はやめていただきたい。支所に、本庁機能を移すんだったらほかのところにも何らかの機能を移さないで50年使うんですよ、市長。新しいのを建てたら。今だけの話ではないので、そこはしっかりとご検討いただきたいと要望しておきます。

委員長

意見でいいですか。

上野委員

はい。

石川委員

最後に1つだけです、合併協定書と検討委員会の答申、どちらが重いと考えておりますか。教えてください。

総務部長

双方ともに十分に尊重させていただきたいというふうに考えています。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですので、説明に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。庁舎建設に関することについては継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、庁舎建設に関することについては、継続審査とすることに

決定いたしました。これをもちまして庁舎建設特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。